

## インターネット大学に関する特区特例の全国展開について考えるに当たっての論点

## &lt;前提：特区 832 における特例措置の内容&gt;

○通信教育を行う大学を設置する場合及び大学が通信教育を開設する場合は、大学通信教育設置基準別表第二に定める校舎等面積を満たす必要があるところ、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、インターネットのみを利用して授業を行う大学の設置に当たって、大学設置基準等に規定する校舎等の施設に関する基準によらないことを可能とする。（構造改革特別区域認定申請マニュアル）

大学通信教育設置基準（昭和 56 年 10 月 29 日文科省令第 33 号）（抄）

第 10 条 通信教育学部を置く大学は、当該学部に係る大学設置基準第 36 条第 1 項に規定する校舎を有するほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとする。

2 前項の校舎等の施設の面積は、別表第二のとおりとする。

別表第二 通信教育学部の校舎等面積（第 10 条関係）

学部の種類	収容定員 4,000 人の場合の面積 (㎡)	収容定員 8,000 人の場合の面積 (㎡)	収容定員 12,000 人の場合の面積 (㎡)	収容定員 16,000 人の場合の面積 (㎡)
文学関係	3,440	5,790	8,390	11,000
教育学・保育学関係	3,440	5,790	8,390	11,000
法学関係	3,690	6,040	8,520	11,130
経済学関係	3,690	6,040	8,520	11,130
社会学・社会福祉学関係	3,690	6,040	8,520	11,130
理学関係	7,660	13,560	19,630	25,870
工学関係	8,750	15,490	22,420	29,550
家政関係	5,520	9,660	14,120	18,590
美術関係	5,340	9,350	13,670	18,000
音楽関係	4,780	8,370	12,230	16,100

大学設置基準（昭和 31 年 10 月 22 日文科省令第 28 号）（抄）

第 36 条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 学長室、会議室、事務室
- 二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）
- 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室

## &lt;前提：特例措置を設けた趣旨&gt;

○従来よりも少額の設備投資によってインターネットのみを用いて授業を行う大学が設置できるようにし、もって社会人の再教育等の社会的な要請に応える大学の設置を促進すること（同マニュアル）

## &lt;前提：「特区 832」における「インターネット大学」（特例措置の適用対象となる大学）の定義&gt;

○通信教育を行う学部のみを置く大学であって、インターネットを利用して当該大学の教室等以外の場所で授業を行う授業科目のみにより教育課程を編成するもの（同マニュアル）

→卒業要件となるスクーリングや実験に当たって学生の登校を求める等、インターネットによる授業のみで当該大学の卒業要件を満たすことができない場合は、学生が登校してくることを前提に校舎等の施設を整備する必要があるため、特例措置の対象外となる（同マニュアル）

<前提：特区 832 に関する構造改革特別区域推進本部の決定>

○大学（学部）については、規制所管省庁において、教員と学生との対面性を補完する方策などインターネット大学に関する課題について、専門的な見地から十分な検討を行った上で、全国展開を行うこと（構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価・調査委員会の評価意見等に関する今後の政府の対応方針）

構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価・調査委員会の評価意見等に関する今後の政府の対応方針（平成 24 年 4 月 9 日構造改革特別区域推進本部）（抜粋）

1 全国展開する規制の特例措置

地域を限定することなく全国展開することとする規制の特例措置については、別紙 1 のとおりとする

別紙 1 全国展開する規制の特例措置

基本方針別表 1 の番号	832
特定事業の名称	インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業
特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体が、その地域内においてインターネット等のみを利用して授業を行う大学の設置を促進する必要があると認める場合には、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、インターネット等のみを利用して授業を行う大学の設置に当たって、大学設置基準等に規定する校舎等の施設に関する基準によらないことを可能とする。
全部／一部	一部
全国展開の実施内容	大学（学部）については、規制所管省庁において、教員と学生との対面性を補完する方策などインターネット大学に関する課題について、専門的な見地から十分な検討を行った上で、全国展開を行うこと。
全国展開を実施する法令等	省令
実施時期	平成 25 年度中を目途に措置
所管省庁	文部科学省

→「教員と学生との対面性を補完する方策」とは何か

- ① 特例措置の適用対象となる大学が、面接授業を実施できないことの見直し
- ② 特例措置の適用対象となる大学が実施する、インターネットを利用して行う授業について、面接授業と同等の教育の質を確保できるような制度設計等が考えられる

→当該協力者会議には、これまで限られた特区のみで設けられていた、「大学の設置に当たって、大学設置基準等に規定する校舎等の施設に関する基準によらないことを可能とする」という特例措置を全国化するにあたって、どのような制度設計とすべきか、専門的な見地から検討を行うことが期待されている

<ここまでの議論における大まかな合意点>

○「特区832」の教育上の最大の問題点は、「インターネット大学」における面接授業が禁じられている点にある